

令和2年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	市区町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	

- 利用者負担額は平成29年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和2年4月~令和2年8月については令和元年度、令和2年9月~令和3年3月については令和2年度の市区町村民税額等を基に決定します。課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和2年度の利用者負担額が変更になる方は、令和3年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- 地方税法上の寡婦・夫控除の適用にならない非婚の母子・父子家庭については、申請により寡婦・夫控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定します。
- 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- 同一世帯に、6に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、福祉型・医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設通所部、児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。減額にあたって、兄弟が上記施設 ~ に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、「利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書」に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する担当課まで提出してください。申出書は施設を管轄する課にあります。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

- ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の階層基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- 里親に養育を委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する担当課にご相談ください。

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

令和2年度の利用者負担額(0～2歳児)について

利用者負担額(保育料)は、施設の維持管理費や職員の人件費等、施設を運営する経費の一部に充てるため、世帯の所得等に応じて保護者の皆さまにご負担をいただいております。

平成27年4月から実施している子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案し、国で定める基準を限度として市町村が定めることとされています。なお、平成29年4月1日以前に生まれた児童の利用者負担額は0円となります。

<利用者負担額の算定方法>

国の制度改正により平成27年度からは市区町村民税額を基に決定しております。

政令(子ども・子育て支援法施行令第4条)で定めるところにより、4～8月分の利用者負担額は前年度市区町村民税額を基に算定し、9月からの利用者負担額は、当年度市区町村民税を基に算定いたします(所得の状況により、利用者負担額が変更される場合があります)。

- ・令和2年4月～令和2年8月分の利用者負担額...前年度(令和元年度)の市区町村民税額で算定
- ・令和2年9月～令和3年3月分の利用者負担額...当年度(令和2年度)の市区町村民税額で算定

[利用者負担額の切替時期のイメージ図]

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市区町村民税に基づく	当年度の市区町村民税に基づく
----------------	----------------

保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の2区分に設定されています。

申請等により利用者負担額が減額、軽減される場合があります。詳しくは、14ページの「利用者負担額(0～2歳児)基準額表」下の注釈()をご覧ください。

- ・本市は、国が政令(子ども・子育て支援法施行令)で定める上限額より低く利用者負担額を設定し、保護者の皆さまの負担軽減を図っております。
- ・平成29年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。
- ・各園により異なりますが、利用者負担額のほか、実費徴収(行事費等)、それ以外の特定(上乘せ)徴収(保育の質の向上を図るための対価)を行う園もあります。

利用者負担額の納付について

認可保育所及び公立の認定こども園の利用者負担額は市へ、他の施設は直接施設へ納付いただきます。

市への納付は口座振替を原則としており、納期限までに納付をいただけない場合は、期日を指定して督促状を送付します。特別な事情がなく納付をいただけない場合やご相談のない場合は、法律の規定に基づく差押処分(預金、生命保険、給与、不動産等の財産の差押)を行うことがあります。

児童の健全な育成と施設の円滑な運営のため、利用者負担額は期限内の納付をお願いいたします。

【問合せ先】

利用者負担額の制度について	保 育 課	042-769-8341
施設の利用手続き 利用者負担額の決定 多子軽減の申請 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について	緑子育て支援センター	042-775-8813
	城山保健福祉課	042-783-8135
	津久井保健福祉課	042-780-1408
	相模湖保健福祉課	042-684-3215
	藤野保健福祉課	042-687-2159
	中央子育て支援センター	042-769-9267
	南子育て支援センター	042-701-7723